

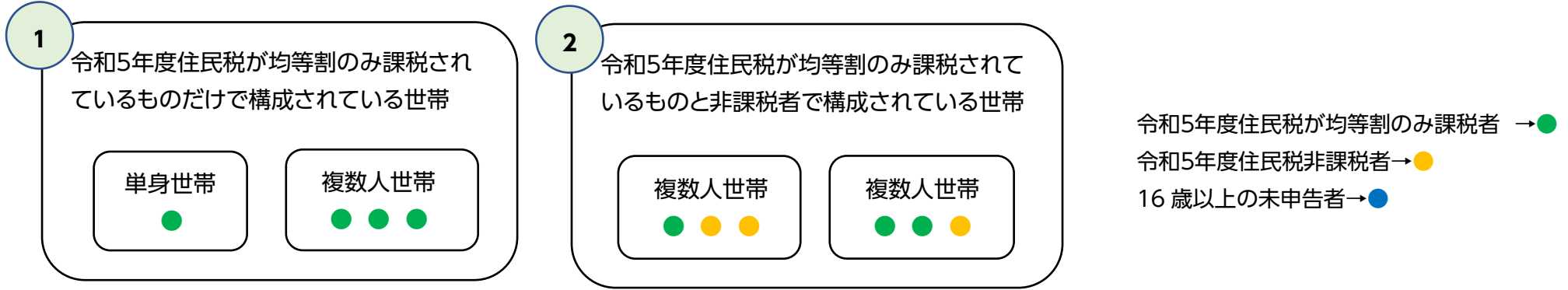
令和5年度うきは市物価高騰対応住民税均等割のみ課税世帯支援事業

物価高騰による負担増を踏まえ、令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯に対し、10万円の給付金を支給します。

対象世帯

基準日(令和5年12月1日)時点で、うきは市に住民票がある世帯で、令和5年度分の住民税が均等割のみ課税されている世帯※
ただし、「世帯全員が住民税課税者から扶養されている世帯」は対象外です。

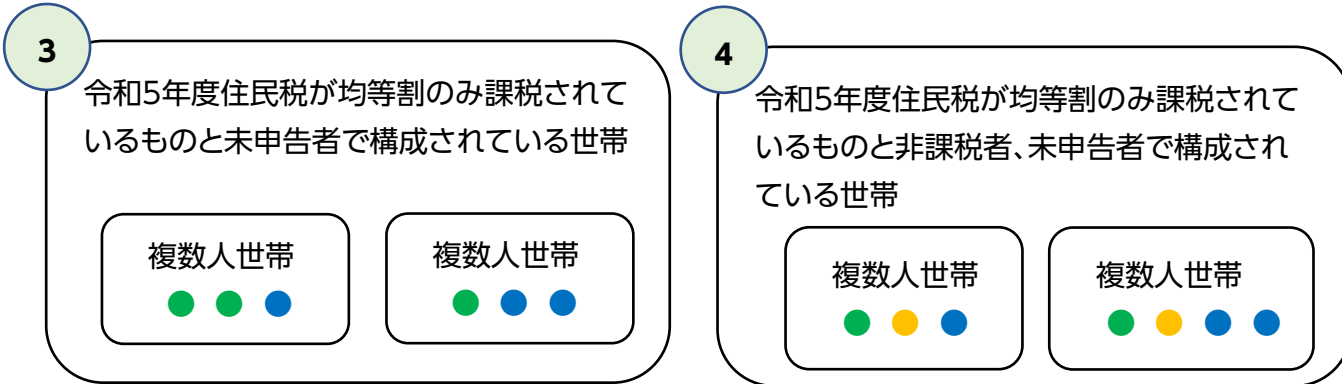
※令和5年度分の住民税が均等割のみ課税されている世帯とは



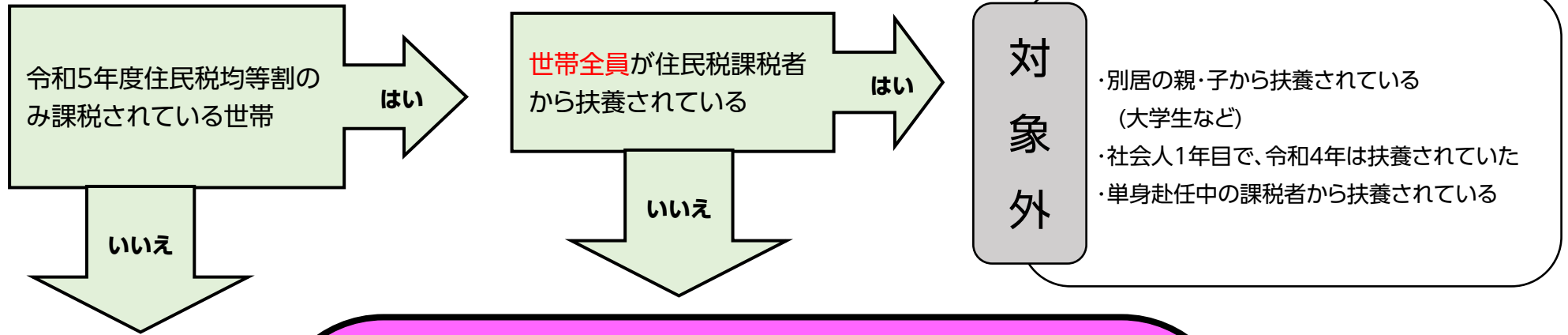
下記のように、16歳以上の未申告者がいる場合、申告いただくことで対象になる可能性があります。

(働いていない等のため、確定申告、市民税申告、年末調整をしていないことにより未申告になっている)

※給付を受けるためには、未申告の方に申告をしていただき、世帯が上記の①②になった場合対象になります。



支給対象世帯確認フローチャート



対象外

- ・物価高騰対応住民税非課税世帯支援給付金(7万円)の支給対象世帯
- ・令和5年度住民税所得割が課税されている世帯

令和6年 2月 29 日に申請書等を発送しました

以下のものを返信用封筒に入れ郵便ポストに投函してください。

- ・必要事項を記入した申請書
- ・申請者本人の確認書類
- ・受取口座を確認できる書類

詳しくは、送付した書類をご確認ください。

申請期限 令和 6 年 5 月 31 日(金)必着

世帯に未申告者がいる場合
申告を行っていただき、対象世帯になるかどうかご確認をお願いします。
(別紙1の③④)

世帯に令和5年 1月2日以降にうきは市に転入した者がいる場合
令和 5 年 1 月 1 日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和 5 年度住民税非課税証明書』の写し(コピー)が必要になります。